

由利本莊市議会基本条例 検証結果報告書

令和 7 年 9 月

由利本莊市議会 議会運営委員会

【１．はじめに】

由利本荘市議会基本条例（以下「条例」という）は、市議会が市民福祉の向上と市政の伸展に寄与することを目的に、市民に信頼される機関として担うべき役割と責務を果たし、市民の負託に応えられる議会を目指すための基本的な事項を定め、平成２５年９月１日に施行されました。

その後、令和５年３月定例会において、本条例の目的が達成されているか検討する体制を整えるための改正を行い、条例第２１条１項に「議会は、議会運営委員会で委員の任期ごとに検証し、その結果を議会全員協議会に報告の上、公表しなければならない」と規定しました。

これに伴い、議会運営委員会では「議会基本条例の達成状況検証実施要領」（別紙１）（以下「実施要領」という）を制定し、令和５年９月に１回目の検証結果報告書を取りまとめ公表しました。

このたび、実施要領に検証の目的を新たに明記するとともに、条例の改正を含めた所要の措置を講ずる必要性についての判断基準を明確化し、２回目の検証を実施しましたので、その結果を報告します。

【２．検証の経緯】

本委員会では、全議員が条項ごとに行った「評価」及び「評価の理由」を基に協議を重ね「達成状況検証表」（別紙２）（以下検証表という）を取りまとめました。

○検証体制

議会運営委員会委員及び委員外議員

○検証対象期間

令和５年１０月から令和７年２月まで

○達成状況の検証の進め方

全５３条項の内、検証が不要な条項を除く４０条項を対象として、条項ごと４段階で評価する。

[評価の段階]

A：十分できている B：概ねできている C：不十分である D：できていない

条例の検証の経過

年月日	協議内容	体制
令和７年１月１７日	【議会運営委員会】 ・前回の検証について ・実施要領改正の検討及び改正（案）の作成 ・検証スケジュール（案）の作成	委員

令和7年1月23日	【議会全員協議会】 ・実施要領改正（案）の承認 ・検証スケジュールを決定	全議員
令和7年3月6日	全議員に達成状況検証の実施について通知 3月31日検証表提出期限	全議員
令和7年4月18日	【議会運営委員会】 ・検証表（集計）の確認及び今後のスケジュールの確認	委員 委員外議員
令和7年5月9日	【議会運営委員会】 ・検証表（集計）の分析グループ作業について	委員 委員外議員
令和7年6月10日	【議会運営委員会】 ・検証表（分析）のグループ報告及び質疑	委員 委員外議員
令和7年6月19日	【議会運営委員会】 ・検証表（分析）まとめ	委員 委員外議員
令和7年8月31日	・各会派より検証表（案）について意見聴取	各会派
令和7年9月9日	【議会運営委員会】 ・検証結果報告書を決定	委員 委員外議員 正副議長
令和7年9月18日	【議会全員協議会】 ・検証結果報告書を全議員に説明	全議員

【3. 検証の結果】

今回の検証では、対象とした40条項のうち、A評価が16項目、B評価が24項目となり、C評価およびD評価はありませんでした。

この結果を踏まえ、条例の改正については、現時点では必要性がないと判断しました。

なお、前回の検証においては、議員各自が選択した評価のうち、最も多く選ばれた評価をもって全体の評価としていましたが、今回より評価方法を変更し、各評価に点数（A評価4点、B評価3点、C評価2点、D評価1点）を付与し、その平均点に基づいて全体の評価を決定する方式としています。

今回の検証においては、すべての条項がB評価（概ねできている）以上の評価となりましたが、議員各自の評価にはC評価およびD評価があり、その評価理由については、検証表の「評価理由」欄に課題として一部記載しています。

【4. 課題と今後の対応】

今回の検証において全体評価を平均点に基づき決定したのは前述のとおりですが、最も平均点が低かったのが第6条第1項「本会議における議員と市長等に対する質疑及び質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。」でした。次いで平均点が低かつ

たのが、第4条第1項「議員は、市民の代表として、高い倫理性を課せられていることを常に自覚し、品位の保持及び識見の養成に努めなければならない。」です。第4条1項を低く評価した理由に一般質問の状況が挙げられており、一般質問の在り方に課題が多く挙げられました。今後は、一般質問の本質に立ち返り、その在り方について改めて研鑽を重ね、さらなる共通理解を図っていく必要があります。

【5. むすびに】

このたび、当議会として2回目の条例検証を実施しました。今回の検証にあたっては、議員各位に対し、より議会全体の観点からの評価を意識していただくようお願いし検証作業を進めてまいりました。この結果、各議員が課題として認識している内容に共通点があることが明らかとなりました。

このことは、議会全体としての課題意識の共有につながるものであり、今後の改善や取り組みに向けた重要な基盤となるものと考えます。

議会基本条例は、議会における最高規範であり、議会および議員が果たすべき役割と責務を明確にするとともに、市民からの負託に応えていくための根幹を成すものです。このような観点からも、今後の評価検証作業においては、より一層協議を深め、検証の精度を高めることが求められます。その検証結果で、明らかとなった課題の解決や、議会および議員活動の質的向上につながるよう、継続的かつ積極的に取り組んでまいります。